

文京区補助金等チェックシート（予算化・制度設計用）

所属 教育推進部児童青少年課施設整備担当

問合せ先 03 - 5803 - 1161

6年度調査

1 補助金の名称等

補 助 金 の 名 称	民間学童クラブ児童保護者負担軽減補助金									
根 拠 規 定 等	民間学童クラブ児童保護者負担軽減補助金交付要綱									
創 設 年 月	令和	6	年	11	月	経過年数 〔自動計算〕	0年	終了予定年月		
見 直 し 年 月			年		月	経過年数 〔自動計算〕				
見 直 し の 内 容										
予 算 科 目	款	項		目		大事業		中事業		計画事業番号
	5民生費	4児童福祉費		4児童館費		6民間学童保育事業		1民間学童保育事業		
補 助 金 の 種 別	☐ 奨励的補助 ☐ 施設運営補助 ☒ 扶助的補助 ☐ 投資的補助 ☐ 利子補給									

2 補助金の概要

補 助 目 的	文京区民間学童クラブ運営費補助要綱による補助金の交付を受けている施設（以下、都型学童クラブという。）に在籍する児童の保護者に対する保育料の一部を補助することにより、保護者の負担軽減を図り、もって区民の子育て支援及び児童福祉の増進に資することを目的とする。					
補 助 事 業 等 の 内 容	生活保護受給世帯や住民税非課税世帯等に対して、都型学童クラブ利用料の全額または一部を助成する。					
補 助 対 象 経 費 の 内 容	都型学童クラブ利用料の全額または一部の助成					
補 助 事 業 者 等	☐ 区民 ☐ 地域活動団体 ☐ NPO（特定非営利活動団体） ☐ 事業者 ☒ その他 [特定の相手方に補助している場合は具体的に記入]					
	都型学童クラブに通う児童のうち、文京区補助コースを利用している児童で、以下の要件に該当する方 (1) 生活保護を受けている世帯 (2) 保護者全員の前年度の住民税が非課税の世帯 (3) 前年度の特別区民税(市町村民税)所得割課税額が4万8千円未満となる世帯 (4) 前年度の特別区民税(市町村民税)所得割課税額が4万8千円以上5万8千円未満となる世帯					
補 助 金 の 算 出	☐ 定率 [補助率] ☐ 定額 [補助額] ☐ 補助単価 [補助単価 単位] ☒ その他 [その他の場合は具体的に記入]					
	(1) 生活保護を受けている世帯・・・利用料の全額を助成 (2) 保護者全員の前年度の住民税が非課税の世帯・・・利用料の全額を助成 (3) 前年度の特別区民税(市町村民税)所得割課税額が4万8千円未満となる世帯・・・利用料の7割を助成 (4) 前年度の特別区民税(市町村民税)所得割課税額が4万8千円以上5万8千円未満となる世帯・・・利用料の3割を助成 [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]					
公 募 の 状 況	都型学童クラブより周知を行う。					
実 績 報 告 書 時 に お け る 使 途 の 確 認 方 法	☐ 領収書 ☐ 契約書 ☐ 決算書 ☐ 成果物 ☒ その他 [実績報告書]					
補 助 ・ 単 独 の 状 況	☒ 区単独	負担割合	区	国	都	補助対象者
	☐ 補助(区上乗せ無し) ☐ 補助(区上乗せ有り)	上乗せの内容・理由				

3 補助金の交付の適否に関する基準〔○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	住民税非課税世帯等による都型学童クラブの利用を支援する事業であり、社会情勢や区民ニーズに適合している。
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	住民税非課税世帯等であっても、ニーズに合わせて都型学童クラブを利用できるよう支援するための事業であり、総合戦略等の区の政策に適合している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	住民税非課税世帯等による都型学童クラブの利用を支援するために区が補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	都型学童クラブの利用料は比較的高額であるため、住民税非課税世帯等による利用のハードルが高くなる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	都型学童クラブより周知を行う。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	要綱に基づき適正に交付決定を行う。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	都型学童クラブを利用可能とするための支援については、利用料の助成が最も効果的であり、補助金による支援以外に代替策はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	○	住民税非課税世帯等による都型学童クラブの利用が可能となる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	住民税非課税世帯等による都型学童クラブの利用が可能となる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	住民税非課税世帯等のみが対象となるが、対象者であれば誰でも利用可能な事業である。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	-	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	-	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	-	

4 交付実績

(件、千円)

項目	6年度(予算)			
交付(見込み)件数	17			
決算(予算)額	5,794			
国庫支出金	0			
都支出金	0			
その他	0			
一般財源	5,794			
年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

制度内容の周知を行う。